

I 情報公開制度の運用状況

1 行政文書開示請求等の状況

(1) 開示請求等の状況

項目	令和5年度				条例施行時(平成2年10月)からの累計 (警察情報センターは平成13年4月開設)			
	県政情報センター	県政情報コーナー	警察情報センター	合計	県政情報センター	県政情報コーナー	警察情報センター	合計
行政文書開示請求等	1,139件	55件	65件	1,259件	26,720件	1,492件	1,249件	29,461件
行政資料の貸出し	20件 (36冊)	1件 (1冊)	— (—)	21件 (37冊)	36,557件 (61,513冊)	1,685件 (2,760冊)	— (—)	38,242件 (64,273冊)
写しの交付	1,955件 (155,013枚)	2,553件 (50,659枚)	123件 (5,227枚)	4,631件 (210,899枚)	112,636件 (5,470,229枚)	33,529件 (772,432枚)	1,380件 (99,534枚)	147,545件 (6,342,195枚)
その他 (案内・相談等)	1,653件	53件	0件	1,706件	161,522件	1,274件	182件	162,978件

注 県政情報センターの件数には、地方独立行政法人及び地方三公社の窓口にて受理した件数を含む。

(2) 開示請求の実績

(単位：件)

区分	平成2~19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
県政情報センター	9,466 (56)	634	666	861	751	1,081	1,211	1,333	1,251	1,183	1,400	1,135	1,041	1,134	1,303	1,131	1,140	26,721 (56)
県政情報コーナー	468 (0)	51	50	82	19	102	97	111	108	79	69	33	29	26	60	53	55	1,492 (0)
警察情報センター	345	53	41	56	33	47	98	105	47	72	39	40	34	44	58	72	64	1,248
合計	10,279 (56)	738	757	999	803	1,230	1,406	1,549	1,406	1,334	1,508	1,208	1,104	1,204	1,421	1,256	1,259	29,461 (56)

注1 () の数字は、平成11年7月改正前の情報公開条例（平成2年宮城県条例第28号）下での請求権者以外からの開示の申出の件数であり、内数である。

注2 県政情報センターの件数には、地方独立行政法人及び地方三公社の窓口にて受理した件数を含む。

(3) 請求者の状況

(単位：件)

請求者の区分		件数	
		4年度	5年度
県内	個人	452	391
	法人その他の団体	474	531
県外	個人	154	176
	法人その他の団体	176	161
合計		1,256	1,259

(4) 年度別件数及び処理状況

(単位：件)

年 度	請求等 の件数	請求等に対する決定等					
		開 示	部 分 開 示	不開示	存否応答 拒 否	不存在	その他
平成 2~10	2,659 (56)	785 (52)	1,482 (2)	158 (1)			234 (1)
平成 11~20	8,358	3,558	2,934	46	90	1,162	568
21	757	393	155	2	3	31	173
22	999	418	230	3	4	56	288
23	803	405	192	0	1	38	167
24	1,230	713	258	2	5	80	172
25	1,406	901	269	3	7	71	155
26	1,549	961	300	6	9	53	220
27	1,406	831	312	3	4	30	226
28	1,334	834	244	4	4	44	204
29	1,508	900	304	10	8	91	195
30	1,208	721	244	1	6	61	175
令和元 2	1,104	626	247	0	13	35	183
3	1,204	559	329	9	21	73	213
4	1,421	648	412	5	6	76	274
5	1,256	583	340	10	9	86	228
合計	28,202 (56)	13,836 (52)	8,252 (2)	262 (1)	201	2,066	3,675 (1)

注1 () の数字は、平成11年7月改正前の情報公開条例（平成2年宮城県条例第28号）下での請求権

者以外からの開示の申出の件数であり、内数である。

注2 「その他」は、「取下げ」、「却下」又は「不受理」である。

2 不服申立ての状況

(単位：件)

△	4年度 からの 継続分	5年度 の不服 申立て	計	処理状況				
				裁決				取下
				認容	一部 認容	棄却	却下	
審査請求	21	8	29	2	3	0	2	2
(H2~R5年度累計)			366	33	103	99	27	84
								20

3 情報公開審査会の開催状況

令和 5 年度は 12 回開催され、実施機関から諮問等のあった事案について審議を行い、2 件の答申がなされています。

回 次	開催年月日	審議内容等
第 437 回	R5. 4. 25	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 250 号事案（震災報告書関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 251 号事案（優生手術関係文書（部分開示））に係る審議
第 438 回	R5. 5. 23	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 250 号事案（震災報告書関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 251 号事案（優生手術関係文書（部分開示））に係る審議
第 439 回	R5. 6. 29	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 250 号事案（震災報告書関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 251 号事案（優生手術関係文書（部分開示））に係る審議
第 440 回	R5. 7. 25	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 250 号事案（震災報告書関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 251 号事案（優生手術関係文書（部分開示））に係る審議
第 441 回	R5. 8. 24	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 250 号事案（震災報告書関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 251 号事案（優生手術関係文書（部分開示））に係る審議
第 442 回	R5. 9. 26	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 251 号事案（優生手術関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 253 号事案（県立がんセンターあり方検討会議関係文書（部分開示））に係る審議
第 443 回	R5. 10. 26	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 251 号事案（優生手術関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 253 号事案（県立がんセンターあり方検討会議関係文書（部分開示））に係る審議
第 444 回	R5. 11. 28	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 251 号事案（優生手術関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 253 号事案（県立がんセンターあり方検討会議関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 254、261、269 号事案（高校不合格者数関係文書（部分開示））に係る審議
第 445 回	R5. 12. 21	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 251 号事案（優生手術関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 254、261、269 号事案（高校不合格者数関係文書（部分開示））に係る審議
第 446 回	R6. 1. 31	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 251 号事案（優生手術関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 253 号事案（県立がんセンターあり方検討会議関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 254、261、269 号事案（高校不合格者数関係文書（部分開示））に係る審議
第 447 回	R6. 2. 28	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 251 号事案（優生手術関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 253 号事案（県立がんセンターあり方検討会議関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 254、261、269 号事案（高校不合格者数関係文書（部分開示））に係る審議
第 448 回	R6. 3. 25	<ul style="list-style-type: none">・諮問第 253 号事案（県立がんセンターあり方検討会議関係文書（部分開示））に係る審議・諮問第 254、261、269 号事案（高校不合格者数関係文書（部分開示））に係る審議

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

(令和4年10月1日から令和6年2月28日まで)

氏名	区分	備考
飯島淳子	東北大学大学院法学研究科教授	
板明果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
三瓶淳	弁護士	
高橋由佳	一般社団法人イシノマキ・ファーム代表理事	
千葉達朗	弁護士	会長

(令和6年3月1日から令和6年9月30日まで)

氏名	区分	備考
板明果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
三瓶淳	弁護士	
高橋由佳	一般社団法人イシノマキ・ファーム代表理事	
千葉達朗	弁護士	会長
堀澤明生	東北大学大学院法学研究科准教授	